



丹波市で、福祉の資格を活かして働きませんか？

丹波市福祉人材確保家賃補助金

丹波市では、市内の福祉にかかる人材確保と移住・定住促進を図ることを目的に、丹波市外から転入し、かつ、平成30年4月1日以降に新たに丹波市内の福祉事業所に必要な資格等をもって、就職された方の家賃の一部を補助します。

補助金額

月額：15,000円（上限）×36か月

【算定方法】

家賃（共益費等を除く）のうち、勤務先から支給される住宅手当を差し引いた本人負担額の2分の1



補助対象者（全てを満たす）

- ・丹波市外から転入していること
- ・平成30年度4月1日以降新たに市内の福祉事業所に必要な資格を持って、正職員等（臨時職員として、正職員の4分の3以上勤務する者も含む。）として雇用されていること。

次のいずれかの資格等を持っている方



- ・保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、介護支援専門員
- ・介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級若しくは2旧課程、旧介護職員基礎研修を修了している方

福祉事業所

介護

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、訪問介護 等

障がい

障がい者支援施設、障害児入所施設、居宅介護 等

保育

認定こども園、小規模保育事業所 等

※勤務先が補助金の対象になるかご不明な場合は、裏面の問い合わせ先までお気軽に相談ください。

申請から交付までの流れ

【例】	申請手順	必要書類
4月	交付申請	<ul style="list-style-type: none">・勤務状況証明書・世帯全員の住民票の写し・賃貸借契約書の写し・資格の写し（初年度のみ）・住居手当の支払いを受けることを証明する書類 等
5月	交付決定	
3月	実績報告	<ul style="list-style-type: none">・勤務状況証明書・家賃を支払ったことを証明する書類・住宅手当の支払いを受けた証明書
	振込	



※当該年度の補助機交付決定期間中に退職や転居・転出等をされる場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・初年度申請分は、4月から随時申請を受け付けます。
- ※2年目以降引き続き補助金の交付を希望する場合は、年度ごとに申請が必要となります。

申請方法

申請書類を郵送または持参により、下記の申請先に提出してください。
※申請書類等は丹波市のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

〒669-3602 丹波市氷上町常楽211番地
健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係
TEL：0795-88-5276
FAX：0795-88-5282

ダウンロードはこちら↓

